

第 794 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 8 年 7 月 30 日 (木) 13 時 55 分から 14 時 35 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 5 階「新庁応接室」

議題

1 諮問事項

- (1) 小型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について (資料 1)
- (2) 中型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに有効期間の短縮について (資料 2)

2 報告事項

- (1) 漁業指導取締船「たちばな」による神奈川県漁業調整委員会指示違反の指導概要 (資料 3)
- (2) 全国海区漁業調整委員会連合会で行う令和 9 年度国への要望について (資料 4)

3 その他

- (1) 令和 8 年 10 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 静岡海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)
- ② 福島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、大竹 清司、小澤 紳一郎、小山 雄輔、
長塚 博久、福本 憲治、宮川 均、山田 正行、吉田 一博
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 平島 慶子
- ・ 事務局 広瀬事務局長代理、河野主事、石川主事
- ・ 県水産課 石黒技幹、加藤 GL、照井専門研究員、片山副技幹、芳山主任技師

議 事

広瀬事務局長代理

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様のお出席状況について御報告いたします。

本日は、15名中14名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただいまから第794回の委員会を開会します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、諮問事項が2件、報告事項が2件と、その他となっております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

小澤委員、小山委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは小澤委員、小山委員、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

まず、諮問事項（1）「小型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 芳山主任技師

【資料1に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

実質的には変更はないということで。

水) 芳山主任技師

そうですね。

議 長

特段意見がないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それでは、そのように決定します。

続いて、諮問事項（2）「中型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 芳山主任技師

【資料2に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

お願いします。

鵜飼委員

確認の意味で。漁業対象の種に、かつお・まぐろが入っているのですけど

水) 芳山主任技師

も、今の説明の中では多分、漁獲実績報告が出ていると思うのですが、これまでそういう報告があったかというのと、それから仮に今回、許可を受けて操業するとなった場合に、まぐろが対象になりますよね。そうすると枠はどういう対応をするのか。その辺を少し確認のため教えていただいてもいいですか。

まず、御質問にあった現状の漁獲成績報告書の提出状況についてなのですが、従前、本件の許可と申しますか、2件とも起業の認可を受けているものでございまして、まだ操業を行っている状況ではございませんので漁獲成績報告書は提出を受けておりません。

ただ、今回の当該漁業者について意向を確認したところ、現在、船舶を用意できていないのですが、船舶を用意でき次第また操業を再開したいという意向であること。また、現在中型まき網の造船所が混雑している状況のようで、新規の受注を一切受け付けてもらえないというような状況であるようです。実際に今回の当該漁業者は、過去にも中型まき網漁業を営んでいた実績のある漁業者でございますので、このように始めたいけれど始められないというような事情を参酌して、まだ船舶の調達が目処が立っていないという状況ではあるものの、許可または起業の認可を受けることができるように今回、再度制限措置を制定するものでございます。

次に、今回かつお・まぐろ漁業におけるくろまぐろの枠のことの御質問かと承知しておりますが、まず本件、中型まき網については本件の資源管理上では漁船漁業の区分に該当します。ただ、本件ではまだ操業を再開していないこともありまして、本件の中型まき網漁業者では漁船漁業の沿岸くろまぐろ漁業承認を有していない状況ですので、くろまぐろは漁獲できないものとなっております。

よろしいでしょうか。

鵜飼委員

はい。

そうすると、くろまぐろを獲りたいということになった場合の手続きはスムーズにいくのでしょうか。

水) 芳山主任技師

この件について、もしくろまぐろを漁獲したいとなった場合は沿岸くろまぐろ漁業の承認、こちら太平洋広域漁業調整委員会からの承認なのですが、これの承認を受けていただくことになります。また、こちらの承認を受けるタイミングというのがどうしても決まってしまっておりまして、おそらくそのタイミングで合わせる事ができて、なおかつ現行の承認の数を増やすことができるということであれば、承認を受ける機会はあるのですが、基本的にはこちら増やすことができないということになっているので、新たにくろまぐろを漁獲したいので承認を得るということは難しい状況かと思えます。

鵜飼委員

ただし、現在承認を持っている漁業者から譲り受けるということは可能ですので、他の漁業者から譲ってもらうということであれば、承認を得ることができる可能性はございます。

それは可能なのですか。

いやいや、せっかくこういう許可があって、くろまぐろもこれだけ増えてきた中で、せっかく許可を出すのならばそこまでセットにしないと意味がないのではないかなというのが一点ですね。まあ、それは分かりました。それから、静岡との入会協定があると思うのですが、静岡は確か、まぐろの許可を持っているのではないですか。そこはどのようなのですか。

水) 芳山主任技師

すみません。ちょっと静岡県のみき網漁業の沿岸くろまぐろ承認の取得状況は承知していないので、後ほど確認いたします。

鵜飼委員

多分、承認を持っているのではないですかね。

水) 芳山主任技師

ちょっとすみません、分かりません。

ただ、まぐろというのもくろまぐろ以外の種類のまぐろも含んでおりますので。

鵜飼委員

もちろん、そうだけだね。

水) 芳山主任技師

もしかしたら、くろまぐろ以外のまぐろということで漁業を営んでいるのかもしれないので、その点については追って確認いたします。

鵜飼委員

分かりました、ありがとうございます。

議 長

この件に関しまして、他に御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

この件以外でも、他に何か先ほどの御説明に対して御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段意見がないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それでは、そのように決定いたします。

続いて、報告事項（１）「漁業指導取締船「たちばな」による神奈川海区漁業調整委員会指示違反の指導概要」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 片山副技師

【資料３に基づき説明】

議 長

この件について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょう

委員一同
議長

か。

了承

それでは、そのように決定いたします。

続いて、報告事項（２）「全国海区漁業調整委員会連合会で行う令和９年度
国への要望について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 広瀬事務局長代理
議長

【資料４に基づき説明】

はい、ありがとうございました。

この件について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

お願いします。

玉置委員

意見を出す期日はいつまでに出せばよろしいですか。

事) 広瀬事務局長代理

８月２７日が次回委員会ですので、できましたらそれまでに御意見いただければそれを反映した形で委員会場で案としてお示しできるかと思っておりますので、
特段締切というのは設けませんので。例えば、委員会当日に御意見いただければ
その場で調整するという事も考えられますので、できましたら早めにいただ
けると大変助かります。

議長

他に御意見ございますでしょうか。

では、私の方から一点。

事前に御相談いただいたときは、いい修正だなと思ったのですが、今日読
んでいてですね、もう少しダイレクトに書いた方が分かりやすいかなと思う点
が一点ありましたので述べさせていただきます。

ここに書いてありますのは、小型魚の漁獲枠については国際的な比較におい
て納得が得られる量を確保すること、ということになっているのですが、こ
れ漠然としていて分かりにくいのですでもう少し、私の案ですけども。小型魚
の漁獲枠については米国とメキシコはサイズ別の漁獲枠が設定されておらず、
国際的に漁獲制度の統一を図ること、というふうにさせていただく。まあ最終的
な文言はおまかせしますけども、そういうふうな内容を入れていただくともう
少しははっきりするのかなというふうに思いました。

以上です。

事) 広瀬事務局長代理

分かりました。

これも８月２７日の時に改めて一緒にお出しするような形でよろしいでしょ
うか。

議長

はい。お願いします。

他に御意見ございますでしょうか。

お願いします。

福本委員	すみません。
	これはどこに出すのですか。
事) 広瀬事務局長代理	一旦ですね、東日本ブロック会議で取りまとめるのです。東日本ブロック会議の場でその意見が集約されて、その中で取捨選択があろうかと思うのですが、東日本ブロック会議の意見として全国の会議の場に出されて、またその中で揉まれるというような形になります。
福本委員	神奈川として出すのではなく。
事) 広瀬事務局長代理	神奈川として意見は出します。それを東日本ブロック会議として取りまとめて、東日本ブロック会議の意見として全国に出していくというような段階を踏んでいくわけです。
福本委員	神奈川としてトン数が少ないからという話も出していいのですか。
	違ってきますか。
事) 広瀬事務局長代理	ならば少し要望書の趣旨としては違うかなと思います。 神奈川県として要望するという意味ではないのでそういった点では違うのかなと思います。
福本委員	非常に難しいですね。
	増やしてくれと言っても、神奈川としてではなくて全国的なものということは、増えたとしても神奈川は増えないわけではないですか。
事) 広瀬事務局長代理	例えばなのですが、今日お配りした資料の 24 ページの「太平洋クロマグロの資源管理」の中の、「国内配分の公平性確保と留保枠の運用改善」という中で、これは今のところ修正がないのですが、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、地域・漁業種類間で不公平が生じないように見直すこと、というような文言になっているのですが、例えばなのですが、この辺を工夫するかどうかというようなところかと思えます。
玉置委員	先ほどの意見を出す対象としては、今日配られた連海第 20 号の東日本ブロック案に書かれていることについて出せばいいのですか。神奈川の意見に限らず。
事) 広瀬事務局長代理	そうですね。
玉置委員	分かりました。
福本委員	難しいですね。はい、分かりました。
議 長	他に御意見等よろしいでしょうか。
	それでは本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	御意見がある方は、できるだけ早く事務局の方に連絡をお願いします。よろ

	しくお願いいたします。 次に、本日の配布資料について説明があるとのことです。事務局から説明をお願いいたします。
事) 石川主事	事前に送付しております、表紙が写真の冊子を御覧ください。本県水産課の、水産企画グループから、「新かながわグランドデザイン評価報告書 2025」の「概要版」についての配布がございました。 これは県の総合計画である「新かながわグランドデザイン」に位置付けられた事業の進捗にかかる評価報告書です。こちらについて、御意見がある場合には、冊子裏表紙のQRコード等から御意見をいただければと思います。 なお、10 ページに、水産に関わる記載がございます。 御説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。 何か御質問等がある場合は、QRコードから御連絡くださいということです。 何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 はい、お願いします。
玉置委員	今、10 ページとって開いてみたのですが、農地の集積の話と里山の話で水産の話ってあんまり出てないですね。
議 長	そうですね。プロジェクトの中で農林水産となっていますけど、実際に書いてあるのは農業の話が多いですかね。農林水産業の担い手の確保とかそういう面では水産業について書かれていますが、具体的にはあまり入っていないということ。
事) 石川主事	農林水産という広い括りで見ていただければと思います。
議 長	了解です。 もう少し入れてくださいというのも意見として書いてもいいかもしれないですね。 以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。
水) 芳山主任技師	すみません。よろしいでしょうか。 中型まき網の諮問事項の鵜飼委員からの質問で、先ほど誤ったことを回答してしまったのでお詫びして訂正をさせていただきます。 中型まき網でくろまぐろを採捕する場合、沿岸くろまぐろ漁業の承認が必要と申しましたが、確認したところ中型まき網での承認は必要ないということのようでした。 ただ、中型まき網でくろまぐろを獲ろうとする場合は本件、県知事許可漁業

	です。ので県で中型まき網の漁獲枠を設定する必要があります。で、本件、今のところ始める目処が立っていないのですが、もし実際にかつお・まぐろ中型まき網漁業の操業が再開する目処が立ったということで、くろまぐろをまき網で獲るという意向があったとしたら、必要に応じて漁獲枠の設定を検討するという方向になると思います。 以上です。
議長	はい。 他によろしいですか。 お願いします。
事) 石川主事	全漁調連事務局より、今月の2日に開催された令和8年度全漁調連要望活動にて宮城海区の尾定理事の外国漁船による漁具被害の補償についての御意見に対し、水産庁からの回答がお手元の資料のとおりあった旨連絡がございましたので、共有いたします。 以上で報告を終わります。
議長	はい。分かりました。 ありがとうございます。 それでは、他に御意見ございますでしょうか。
福本委員	今のまき網の話ですけど、神奈川の枠の範囲ということですか。
水) 芳山主任技師	そうですね。
福本委員	それもし獲ったらどうやって何トンと決めるのですか。
水) 芳山主任技師	この場合は、その時になってまず根拠から調整することになると思います。 ちょっとまだ現状では何とも申し上げられません。
福本委員	そんなことは分かるけど。
水) 石黒技幹	仮に今後、中型まき網でくろまぐろを獲りたいと具体的に出てきた場合、当然今、定置網と漁船漁業で分かれていますが、さらに漁船漁業の中では漁業者さん達同士の調整の中で、はえ縄と釣りということで漁獲枠を分け合っていますので、まずはそういったのが出てきた場合には意見を聞きながら調整して、どういった枠設定がいいのかというところで検討していくことになると思います。 ただ、実際問題としてまぐろの漁獲枠は、まき網で獲る量としては現実的にはどうなのかという部分も多分あると思いますので、そういった案件が出てきたときに初めて調整をせざるを得ない状況だと思います。
福本委員	調整できないでしょ。
水) 石黒技幹	そこも含めての調整。
議長	はい。ありがとうございます。

他に御意見よろしいでしょうか。

それでは本日の委員会はこれで閉会とします。次回は8月27日木曜日14時から開催の予定となっています。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。